

高知県二地域居住促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県二地域居住促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 県は、産業や地域活動の担い手となる都市部の人材を県内各地域に呼び込む流れをつくり、関係人口の創出、拡大にも寄与する二地域居住を推進することを目的に、市町村が実施する事業に要する経費について、予算の範囲内で補助する。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、前条に規定する補助目的を達成するために行う事業とする。

(補助対象経費、補助率及び補助限度額)

第4条 補助金の交付の対象となる補助事業者、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合については、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第6条 知事は、前条第1項の規定による補助金の交付の申請が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助金の交付の条件)

第7条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (2) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
また、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (3) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを間接補助事業者としない等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(補助金の交付の決定の取消し)

第8条 知事は、補助事業者の契約の相手方が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助事業の着手)

第9条 補助事業の着手は、補助金の交付の決定通知に基づき行われなければならない。

(補助事業の重要な変更)

第10条 補助金の交付の決定を受けた補助事業は、次の各号に掲げるいずれかの重要な変更を行おうとするときは、あらかじめ別記第2号様式による補助事業変更申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の新設又は廃止
- (2) 補助事業の完了予定年月日の延期
- (3) 補助金額の増額又は30パーセントを超える減額を伴う変更
- (4) 補助事業の重要な部分に関する変更（必要に応じて事前に知事に協議を要する。）

(実績報告等)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は第10条第1号の規定による補助事業の廃止の承認を受けたときは、別記第3号様式による実績報告書に知事が定める関係書類を添えて知事に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告は、補助事業の完了の日又は廃止の承認を受けた日から30日を経過した日又は翌年度の4月15日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

3 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 委託等の契約書（契約件名、契約期間、契約金額及び契約当事者が記載された部分のみとし、契約を変更した場合にあっては、その事実を確認することができる書類）の写し（補助事業分に限る。）

(2) 補助事業の経費に係る支払証拠書類一式の写し

(3) 実施した補助事業の内容が分かる資料

- 4 補助事業者は、第5条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合で、第1項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 5 補助事業者は、第5条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合で、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除額等が確定したときは、その金額（前項の規定により減額した補助事業者にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第4号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(概算払の請求)

第12条 補助事業者は、規則第14条ただし書の規定に基づき補助金の一部について、概算払を受けようとするときは、別記第5号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。また、補助事業者は、令和9年3月15日までに補助金の全部について概算払を受けるために、同年2月末の実績に基づき、別記第5号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び補助金の交付)

第13条 知事は、第11条第1項の規定により実績報告書を受領した場合において、当該報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するとともに、補助金を交付するものとする。

(グリーン購入)

第14条 補助事業者は、補助事業の実施に当たり物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(県内発注)

第15条 補助事業者は、補助事業の実施において県が定める「公共調達による地産地消推進戦略」に沿った県内発注に努めるものとする。

(情報の開示)

第16条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があつた場合は、同条例第6号第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月6日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条、第8条、第11条第4項及び第5項、並びに第16条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第4条関係）

1 補助事業者、補助対象経費、補助率及び補助限度額

補助事業者 (※1)	補助対象経費 (※2)	補助率	補助限度額
市町村	(1) ANAあきんど株式会社が実施する二地域居住促進事業への参画に要する経費 (地域間の移動に係る航空運賃の負担軽減に要する経費、二地域居住ポータルサイトの運営に要する経費、プロモーションに要する経費等に充当されるものに限る) (2) 二地域居住を促進するための経費 (プログラム造成に係る委託費、滞在期間中の体験プログラム利用料、滞在施設に係る借上料や備品購入費、県内移動に係る車両借上料等)	1/2 以内	50 万円

※1：補助事業者は、「広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成19年法律第52号）」に基づく「特定居住促進計画」を策定済、又は事業完了までに策定することを条件とする。

※2：食糧費、職員の人件費及び旅費、ハード事業に要する経費（滞在施設等の施設整備、改修等）、使用目的が本事業の遂行に必要なものと特定できない経費、その他補助することが適当でないと知事が認める経費は、補助の対象外とする。

別表第2（第6条―第8条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。